

原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律 新旧対照表

○原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四百十七号）	1
○原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）	7
○民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十九年法律第四十五号）	9
○原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第 号）	13

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 原子力損害賠償責任（第三条―第五条）</p> <p>第三章 損害賠償措置</p> <p>第一節 損害賠償措置（第六条―第七条の二）</p> <p>第二節 原子力損害賠償責任保険契約（第八条―第九条の二）</p> <p>第三節 原子力損害賠償補償契約（第十条・第十一条）</p> <p>第四節 供託（第十二条―第十五条）</p> <p>第四章 国の措置（第十六条・第十七条）</p> <p>第四章の二 損害賠償の円滑な実施のための措置</p> <p>第一節 損害賠償実施方針（第十七条の二）</p> <p>第二節 特定原子力損害賠償仮払金の支払のための資金の貸付け（第十七条の三―第十七条の九）</p> <p>第五章 原子力損害賠償紛争審査会（第十八条・第十八条の二）</p> <p>第六章 雑則（第十九条―第二十三条）</p> <p>第七章 罰則（第二十四条―第二十七条）</p> <p>附則</p> <p>第四章の二 損害賠償の円滑な実施のための措置</p> <p>第一節 損害賠償実施方針</p> <p>第十七条の二 原子炉の運転等を行う原子力事業者は、原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施を図るための方針（以下この条において「損害賠償実施方針」という。）を作成しなければならない。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 原子力損害賠償責任（第三条―第五条）</p> <p>第三章 損害賠償措置</p> <p>第一節 損害賠償措置（第六条―第七条の二）</p> <p>第二節 原子力損害賠償責任保険契約（第八条―第九条の二）</p> <p>第三節 原子力損害賠償補償契約（第十条・第十一条）</p> <p>第四節 供託（第十二条―第十五条）</p> <p>第四章 国の措置（第十六条・第十七条）</p> <p>（新設）</p> <p>第五章 原子力損害賠償紛争審査会（第十八条）</p> <p>第六章 雑則（第十九条―第二十三条）</p> <p>第七章 罰則（第二十四条―第二十六条）</p> <p>附則</p> <p>（新設）</p>

2 | 損害賠償実施方針には、損害賠償措置の概要、原子力損害の賠償に係る事務の実施方法、原子力損害の賠償に関する紛争の解決を図るための方策その他の原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施に関し必要な事項として文部科学省令で定める事項を定めなければならない。

3 | 原子力事業者は、損害賠償実施方針を作成し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 | 前三項に定めるもののほか、損害賠償実施方針の作成、変更及び公表に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

第二節 特定原子力損害賠償仮払金の支払のための資金の貸付け

(特定原子力損害賠償仮払金の支払のための資金の貸付け)

第十七条の三 原子力事業者は、特定原子力損害（原子炉の運転等により生じた原子力損害のうち、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第十五条第三項又は第二十条第二項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が市町村長（特別区の区長を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県知事に対して行つた指示に基づき当該市町村長又は都道府県知事が行つた勧告又は指示に基づく避難のための立退き又は事業活動の制限によつて生じた損害その他これに準ずるものとして政令で定めるものをいう。以下この節において同じ。）を受けた被害者に対して、政令で定める基準に従い、特定原子力損害賠償仮払金（特定原子力損害を填補するため

に支払われる金銭であつて、当該特定原子力損害の賠償額の確定前に支払われるものをいう。以下この節において同じ。）の支払を行おうとするときは、政府に対し、賠償措置額を超えない範囲内において政令で定める金額を限度として、政府が当該特定原子力損害賠償仮払金の支払のために必要な資金の貸付けを行うことを申し込むことができる。

2 前項の規定による申込みを行う原子力事業者は、文部科学大臣に対し、次に掲げる事項を記載した書類を提出しなければならない。

一 特定原子力損害賠償仮払金の支払の内容

二 政府が行う前項の貸付け（以下この節において単に「貸付け」という。）を必要とする理由及び貸付希望金額

三 貸付けに係る貸付金（以下この節において単に「貸付金」という。）の償還に関する事項

3 文部科学大臣は、第一項の規定による申込みがあつた場合において、特定原子力損害賠償仮払金の迅速な支払のために必要があると認めるときは、遅滞なく、当該申込みに係る貸付けを決定し、その旨を当該申込みを行った原子力事業者に通知するものとする。

（分別管理）

第十七条の四 貸付けを受けた原子力事業者は、文部科学省令で定めるところにより、貸付金をその他の資産と分別して管理しなければならない。

（特定原子力損害賠償仮払金の支払の報告）

第十七条の五 貸付けを受けた原子力事業者は、文部科学省令で定めるところにより、貸付金を充てて行う特定原子力損害賠償仮払金の支払状況について文部科学大臣に報告しなければならない。

（保険金請求権等の取得等）

第十七条の六 政府は、貸付けを受けた原子力事業者が貸付金を充てて行った特定原子力損害賠償仮払金の支払の対象となつた特定原子力損害の賠償額が確定したときは、第九条第三項本文（第十一条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該特定原子力損害賠償仮払金の額に応じて、当該原子力

事業者が有する当該特定原子力損害の賠償に係る責任保険契約の保険金請求権又は補償契約の補償金請求権を取得する。

2 | 貸付けを受けた原子力事業者は、前項に規定する賠償額が確定したときは、遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

3 | 貸付けを受けた原子力事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の限度で、貸付金の償還の義務を免れる。

一 | 第一項の規定により政府が保険金請求権を取得した場合
当該保険金請求権に係る保険金の額

二 | 第一項の規定により政府が補償金請求権を取得した場合
当該補償金請求権に係る補償金の額

(業務の管掌)

第十七条の七 この節に規定する政府の業務は、文部科学大臣が管掌する。

(原子力損害賠償・廃炉等支援機構への文部科学大臣の権限に係る事務の委任)

第十七条の八 文部科学大臣は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構に、この節に規定する文部科学大臣の権限に係る事務(第十七条の三第三項の規定による貸付けの決定を除く。)を行わせることができる。この場合におけるこの節の規定の適用については、同条第一項及び第二項第二号中「政府が」とあるのは「原子力損害賠償・廃炉等支援機構が」と、第十七条の六第一項及び第三項各号中「政府」とあるのは「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 | 文部科学大臣は、前項の規定により原子力損害賠償・廃炉等支援機構に貸付けに係る事務を行わせるときは、その旨を公示しなければならない。

(政令への委任)

第十七条の九 この節に定めるもののほか、貸付金の償還期間及び償還方法並びに前条第二項の公示その他貸付けに関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 原子力損害賠償紛争審査会

(原子力損害賠償紛争審査会)

第十八条 文部科学省に、原子力損害の賠償に関して紛争が生じた場合における和解の仲介及び当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針の策定に係る事務を行わせるため、政令の定めるところにより、原子力損害賠償紛争審査会(以下この章において「審査会」という。)を置くことができる。

2・3 (略)

(時効の中断)

第十八条の二 審査会が和解の仲介を打ち切った場合(当該打ち切りが政令で定める理由により行われた場合に限る。)において、当該和解の仲介の申立てをした者がその旨の通知を受けた日から一月以内に当該和解の仲介の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、当該和解の仲介の申立ての時に、訴えの提起があつたものとみなす。

第六章 雑則

(第十条第一項及び第十六条第一項の規定の適用)

第二十条 第十条第一項及び第十六条第一項の規定は、平成四十一年十二月三十一日までに第二条第一項各号に掲げる行為を開始した原子炉の運転等に係る原子力損害について適用する。

(関係行政機関の協力)

第二十二条の二 文部科学大臣は、この法律の目的を達成するた

第五章 原子力損害賠償紛争審査会

第十八条 文部科学省に、原子力損害の賠償に関して紛争が生じた場合における和解の仲介及び当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針の策定に係る事務を行わせるため、政令の定めるところにより、原子力損害賠償紛争審査会(以下この条において「審査会」という。)を置くことができる。

2・3 (略)

(新設)

第六章 雑則

(第十条第一項及び第十六条第一項の規定の適用)

第二十条 第十条第一項及び第十六条第一項の規定は、平成三十一年十二月三十一日までに第二条第一項各号に掲げる行為を開始した原子炉の運転等に係る原子力損害について適用する。

(新設)

め必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

(国等に対する適用除外)

第二十三条 国については第三章、第十六条、第四章の二第二節及び次章の規定、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人については同節の規定は、適用しない。

第七章 罰則

第二十七条 第二十七条の二第三項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者は、二十万円以下の過料に処する。

(国に対する適用除外)

第二十三条 第三章、第十六条及び次章の規定は、国に適用しない。

第七章 罰則

(新設)

改正案	現行
<p>（業務の範囲） 第三十五条（略）</p> <p>2 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。</p> <p>一 賠償法第十七条の八第一項の規定により行うこととされた事務</p> <p>二 前号に掲げる業務に附帯する業務</p> <p>（事業計画等） 第三十六条の三 機構は、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、廃炉等積立金管理業務（第三十五条第一項第五号に掲げる業務をいう。次項及び第五十五条の八において同じ。）に 関し事業計画書及び収支予算書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2（略）</p> <p>（区分経理） 第五十八条の二 機構は、次に掲げる経理については、主務省令で定めるところにより、それぞれその他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。</p> <p>一 廃炉等積立金に係る経理</p> <p>二 第三十五条第二項の業務に係る経理</p> <p>（利益及び損失の処理） 第五十九条（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（業務の範囲） 第三十五条（略） （新設）</p> <p>第三十六条の三 機構は、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、廃炉等積立金管理業務（第三十五条第五号に掲げる業務をいう。次項及び第五十五条の八において同じ。）に 関し事業計画書及び収支予算書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2（略）</p> <p>（区分経理） 第五十八条の二 機構は、廃炉等積立金に係る経理を、主務省令で定めるところにより、一般の経理と区分し、廃炉等積立金に係る勘定を設けて整理しなければならない。</p> <p>（利益及び損失の処理） 第五十九条（略）</p> <p>2（略）</p>

3 機構は、予算をもつて定める額に限り、前条各号に掲げる経理に係る勘定以外の一般の勘定（次項において「一般勘定」という。）の第一項の規定による積立金を第三十五条第一項第二号から第七号までに掲げる業務に要する費用に充てることができる。

4 機構は、特別資金援助に係る資金交付を行った場合には、毎事業年度、一般勘定において第一項に規定する残余があるときは、当該資金交付を行うために既に第四十九条第二項の規定により国債の償還を受けた額の合計額からこの項の規定により既に国庫に納付した額を控除した額までを限り、国庫に納付しなければならぬ。この場合において、第一項中「なお残余があるとき」とあるのは、「なお残余があるとき（第三項に規定する一般勘定にあつては、第四項の規定により国庫に納付しなければならぬ額を控除してなお残余があるとき）」とする。

5 (略)

3 機構は、予算をもつて定める額に限り、第一項の規定による積立金を第三十五条第二号から第七号までに掲げる業務に要する費用に充てることができる。

4 機構は、特別資金援助に係る資金交付を行った場合には、毎事業年度、第一項に規定する残余があるときは、当該資金交付を行うために既に第四十九条第二項の規定により国債の償還を受けた額の合計額からこの項の規定により既に国庫に納付した額を控除した額までを限り、国庫に納付しなければならぬ。この場合において、第一項中「なお残余があるとき」とあるのは、「なお残余がある場合において、第四項の規定により国庫に納付しなければならぬ額を控除してなお残余があるとき」とする。

5 (略)

○民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十九年法律第四十五号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（原子力損害の賠償に関する法律の一部改正）</p> <p>第四百七条 原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四百七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第十八条の二（見出しを含む。）中「中断」を「完成猶予」に改める。</p> <p>附則第四条第一項中「てん補」を「填補」に改め、同項各号中「時までの」の下に「その損害の発生時における」を加える。</p> <p>（原子力損害の賠償に関する法律の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第四百八条 施行日前に和解の仲介（前条の規定による改正前の原子力損害の賠償に関する法律（次項において「旧賠償法」という。）第十八条第一項に規定する和解の仲介をいう。）の申立てがされた場合におけるその申立てに係る時効の特例については、前条の規定による改正後の原子力損害の賠償に関する法律（次項において「新賠償法」という。）第十八条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>2 施行日前に原子力損害（旧賠償法第二条第二項に規定する原子力損害をいう。）の発生の原因となった事実が生じた場合における他の法律による給付との調整については、新賠償法附則第四条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	<p>（原子力損害の賠償に関する法律の一部改正）</p> <p>第四百七条 原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四百七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（新設）</p> <p>附則第四条第一項中「てん補」を「填補」に改め、同項各号中「時までの」の下に「その損害の発生時における」を加える。</p> <p>（原子力損害の賠償に関する法律の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>（新設）</p> <p>第四百八条 施行日前に原子力損害（前条の規定による改正前の原子力損害の賠償に関する法律第二条第二項に規定する原子力損害をいう。）の発生の原因となった事実が生じた場合における他の法律による給付との調整については、前条の規定による改正後の原子力損害の賠償に関する法律附則第四条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>（東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断</p>

(削る)

の特例に関する法律の一部改正)

第百五十六条 東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律(平成二十五年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の完成猶予の特例に関する法律

第一条及び第二条(見出しを含む。)中「中断」を「完成猶予」に改める。

(東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

(削る)

第百五十七条 施行日前に和解の仲介(前条の規定による改正前

の東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律第一条に規定する和解の仲介をいう。)の申立てがされた場合におけるその申立てに係る時効の特例については、前条の規定による改正後の東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の完成猶予の特例に関する法律第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律の一部改正)

第百五十六条

(略)

第百五十八条 東日本大震災における原子力発電所の事故により

生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための

措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十七号）の一部を次のように改める。

題名を次のように改める。

東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効の特例に関する法律

第一条中「消滅時効等」を「消滅時効」に改める。

第三条の見出しを「（消滅時効の特例）」に改め、同条中「同条前段」を「同条第一号」に、「同条後段」を「同条第二号」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合においては、同法第七百二十四条の二の規定は、適用しない。

（東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第一百五十九条 前条の規定による改正後の東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効の特例に関する法律第三条の規定は、施行日前に生じた特定原子力損害（前条の規定による改正前の東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効の特例に関する法律第一条に規定する特定原子力損害をいう。）に係る賠償請求権についても適用する。

第一百五十七条

（略）

（原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律の一部

改正)

第五十八條 原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律(平成三十年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第四條中「附則第一條ただし書に規定する改正規定による改正後の」を削る。

第五十九條 削除

(新設)

(新設)

○原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第 号）
 ※この法律による改正後の民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十九年法律第四十五号）
 による改正

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第四条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行前に和解の仲介（前条の規定による廃止前の東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律第一条に規定する和解の仲介をいう。）の申立てがされた場合におけるその申立てに係る時効の特例については、原子力損害の賠償に関する法律第十八条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第四条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行前に和解の仲介（前条の規定による廃止前の東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律第一条に規定する和解の仲介をいう。）の申立てがされた場合におけるその申立てに係る時効の特例については、<u>附則第一条ただし書に規定する改正規定による改正後の原子力損害の賠償に関する法律第十八条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u></p>